

佐世保市中小企業販路開拓支援事業実施要綱取扱規程

平成27年4月1日実施

平成28年4月1日改正

1 趣旨

この規定は、佐世保市中小企業販路開拓支援事業実施要綱（平成9年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

2 補助の対象（実施要綱第3条、別表）

実施要綱第3条第2項及び別表に定める補助対象経費は以下のとおり取り扱うものとする。

(1)補助対象経費の取扱い

経費区分	内 容
謝金（専門家招聘）	<ul style="list-style-type: none"> * 専門家を招聘、または出向いて指導を受ける場合の謝金。（1回あたり10万円を上限） * 指導内容に関するとりまとめを依頼する場合の原稿料。
旅費・宿泊費（専門家招聘）	<ul style="list-style-type: none"> * 専門家招聘に要する旅費。（実費負担分）
旅費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> * 展示会等開催又は出展に要する旅費。（国内・海外） * ビジネスマッチングに要する旅費。（海外）
委託経費	<ul style="list-style-type: none"> * 各種調査、販売戦略検討等に関する委託経費。 * デザイン開発等に関する委託経費。 * 製品等の改良を行う目的のものは対象外とします。
アルバイト代（通訳含む）	<ul style="list-style-type: none"> * 展示会等開催又は出展およびビジネスマッチングの際に雇用するアルバイト賃金。（時間給は2,500円を限度） * 従事内容や時間等を把握するための日報作成が必須。
施設等使用料	<ul style="list-style-type: none"> * 展示会等開催又は出展等に要する施設使用料。 * 会議時の会場借上料等。
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> * 展示会等開催又は出展等に要する運搬費。
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> * カタログ等製作費。 * 広告掲載料。 * 翻訳チラシ等作成費。（海外）
工業所有権導入及び品質表示に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> * 特許、実用新案等の調査、申請に要する経費。 * 特許、実用新案等を他の事業者等からの譲渡、又は実施許諾を受けた場合の経費。
事務費	<ul style="list-style-type: none"> * 会議開催時の茶菓子代（一会議一人2,000円以内とします） * 資料作成費、資料購入費、郵便料、消耗品費 等 * 事務費は概ね補助対象事業費の5%以内とします。

※いずれの経費も消費税分は対象外。

3 補助金の交付申請（実施要綱第5条）

実施要綱第5条の「別途市長が定める日」とは以下のとおり取り扱うものとする。

(1)申請は、募集要項において、申請受付期間を記載する。

4 計画変更等の承認（実施要綱第8条）

実施要綱第8条第1項の(1)に定める、「補助事業の内容を著しく変更しようとするとき」とは以下のとおり取り扱うものとする。

(1)補助事業の内容について、新たな事業を付加する場合。ただし、補助事業の目的と異なる事業の付加は変更自体を認めない。

(2)補助事業の事業費について、新たに経費区分を追加する場合。

(3)補助事業の事業費について、全体経費の20%を超える増減が生じた場合。